

公務上死亡災害の発生状況

(平成28年度認定分)

平成30年2月

地方公務員災害補償基金

第2 公務上死亡災害発生事例

(2) 石綿曝露による被災

【事例10】消防車両の整備作業に従事したことによる石綿曝露

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：消防職員
死 亡 年 齢：60歳代 災 害 発 生 年 月：平成22年4月
傷 病 名：悪性胸膜中皮腫

(概 要)

被災職員は、消防車両の排気管に断熱材として使用されていた石綿を取り替える作業をしていた。平成22年4月頃、被災職員が息苦しさを覚え医療機関を受診したところ、悪性胸膜中皮腫と診断された。

【事例11】焼却設備の運転及び焼却灰の処分業務等に従事したことによる石綿曝露

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：清掃事業職員
死 亡 年 齢：70歳代 災 害 発 生 年 月：平成24年8月
傷 病 名：悪性胸膜中皮腫

(概 要)

被災職員は、機械操作手として昭和54年10月から焼却設備の運転、点検、整備及び焼却灰の処分業務等に携わっており、石綿のパッキンが使用されていた炉体の各マンホール等に日常的に触れていたことが原因で、退職後、平成24年に悪性胸膜中皮腫と診断された。

【事例12】清掃工場焼却施設内の機械運転業務等に従事したことによる石綿曝露

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：清掃事業職員
死 亡 年 齢：70歳代 災 害 発 生 年 月：平成24年9月
傷 病 名：左胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、機械操作手として昭和42年から清掃工場で勤務し、焼却施設の運転・点検等に携わっていた。当時は日常的に石綿をボイラーパッキンなどで利用していた。

平成24年に左胸水貯留を指摘され、病院にて検査したところ、左胸膜中皮腫と診断された。

【事例13】市営住宅の補修工事に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：80歳代 災害発生日月：平成25年2月
傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、昭和47年当時、主に市営住宅の補修工事を担当していた際、マスクを着用することなく作業を行っていた。その後、呼吸困難のため受診したところ悪性胸膜中皮腫と診断された。

(安全・衛生対策)

健康診断を実施している。

【事例14】自動車整備業務等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：運輸事業職員
死亡年齢：70歳代 災害発生日月：平成26年11月
傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、18年間自動車整備士として勤務し、石綿を含む部品の交換作業や研磨作業を行い日常的に粉じんを吸引したことにより、悪性中皮腫を発症した。

【事例15】石綿を含む建物等で消火活動等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員
死亡年齢：60歳代 災害発生日月：平成27年8月
傷病名：悪性心膜中皮腫

(概要)

被災職員は消防士として勤務し、14年6か月の間、火災現場に出動する職務に従事し、消火活動や救助活動中に飛散している石綿に曝露したことが原因で、退職後、悪性心膜中皮腫を発症した。

(安全・衛生対策)

今後、災害現場におけるリスク評価の結果を踏まえ、「アスベスト対策指針」を改正予定である。